

犬捕獲等業務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市立函館保健所生活衛生課において犬捕獲等業務に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(業務)

第3条 会計年度任用職員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 犬の捕獲、抑留に関すること。
- (2) 犬・猫の引取り、返還または譲渡に関すること。
- (3) 犬・猫の飼養管理に関すること。
- (4) 死亡した犬・猫等の焼却受付、運搬に関すること。
- (5) 犬・猫等に関する苦情処理に関すること。
- (6) 犬の登録および狂犬病予防注射の事務に関すること。
- (7) その他狂犬病予防法および函館市犬による危害の防止等に関する条例に関すること。
- (8) その他動物の愛護及び管理に関する法律に関すること。（負傷動物の収容等）
- (9) 感染症予防（エキノコックス症対策等）に関すること。
- (10) 環境衛生（空き地の雑草および害虫対策等）に関すること。
- (11) 犬猫管理所との連絡業務。
- (12) 保健所手数料（犬・猫に関するものに限る）の収納事務に関すること。
- (13) その他所属長が必要と認める業務。

(任用期間)

第4条 会計年度任用職員の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までとする。

(勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務時間等は、次のとおりとする。

(1) 次の表に定める勤務時間により勤務するものとする。ただし、所属長が特に必要と認める場合は、週休日または休日に勤務を命ずることができる。この場合において、勤務日を振り替えし、または代休日を与えることができる。

勤務日	勤務形態	勤務時間
月～木曜日 金曜日	A 勤務	午前 8 時 45 分から午後 3 時 30 分まで
		午前 8 時 45 分から午後 3 時 45 分まで
月～木曜日 金曜日	B 勤務	午前 10 時 45 分から午後 5 時 30 分まで
		午前 10 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

(2) 休憩時間は、正午から午後 1 時までとする。ただし、業務を遂行するうえで、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間の中の別の時間帯において、1 時間の休憩時間を設けることができる。

(3) 週休日は、土曜日および日曜日とする。

(4) 休日は次のとおりとする。ただし、任命権者は、会計年度任用職員の勤務条件の特殊性その他の事由により必要があるときは、市長の承認を得て、休日について別に定めることができる。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

イ 1 月 2 日、1 月 3 日および 1 月 29 日から 1 月 31 日までの日

(災害補償)

第6条 会計年度任用職員の公務災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に定めるところによる。ただし、任用

期間満了まで、または 90 日間は、報酬の支給をもって休業補償にかかるものとする。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。